

任 務

第三條 各役員の任務左の如し

- 一 團長は全團員を統轄し團務一切を統裁す
- 二 副團長は團長を輔佐し團長事故あるときは是れに代りて團務を處理す
- 三 理事は團長の指揮に従ひ庶務、會計、編輯、交渉、講演等の事務を分擔す
- 四 地方部長は夫れに屬する支部を統轄し、本部との連絡を圓滑ならしむる任務を有す
- 五 支部長は夫れに屬する組合を統率し、地方部及び本部との連絡を取るものとす
- 六 幹事は地方部長を輔佐し、支部補佐は支部長を輔佐し團務を處理するものとす
- 七 組合長及び委員は該組合事務を處理し、支部長を輔佐し團務を受くるものとす
- 八 團長、副團長事故あるときは古參理事臨時に團務を統裁し、本部役員は全部事故ありたるときは地方部長會議によりて適宜の處理を採り、場あひによりては團員總會を臨時に開きて假團長を選挙することを得

但し、假團長は團長の事故解除と同時に自然に其の職務を去るものとす

團 員

第四條 本團は一定の職業を有し、若くは失業中の男女無産労働者を以て組織す

第五條 前條の労働者が入團するには團員一名以上の紹介にて組合員たることを要す

第六條 團員は毎月發行する團報に要する費以外に何等出資する義務を有せず

但し右費は一ヶ月拾銭を超過せざるものとす

第七條 團員は團規を遵守し、役員の指導に従ひ、本團の目的を遂するに務むること

事 業

第八條 毎月一回各支部に於て講演會を開き本團の主旨を宣傳す

第九條 毎年一回以上團員總會を適當の地に開催すること

第十條 毎月一回本部に於て團報を發行す

第十一條 必要に應じ、本團の目的を遂する爲め適當の運動を取ることを得

第十二條 前條の手段は其の範圍に應じ豫め支部長、地方部長、團長等の承認を受くるを要す

除 名

第十三條 本團の目的を遂行すべき行爲を妨害し若くは本團に損害を興えたるものは團長の名に於て之れを除名す

失 業 者 募 集

東京府下大井町鹿島谷
三〇一五番地

勞 働 軍 團 本 營